

# 非行少年のネット利用と逸脱視のメカニズム

研究代表者

北嶋 健治

早稲田大学教育・総合科学学術院・助手

## 1 はじめに

本研究は、記録媒体を用いて個人を同一視（identify）する「アイデンティフィケーション（identification）」の過程の分析を行うものである。

近年ではSNSあるいはソーシャルメディアと呼ばれるウェブサービスの普及に伴い、未成年者の非行・問題行動が個人のアカウントやネット利用を通じて発覚するという状況が国内外で問題視されつつある。例えばEU委員会が論じる「忘れられる権利」に見る未成年者に関する議論、あるいはOECDによる「インターネット上の子どもたち Children Online」に関する議論では、非行を含む青少年による各種のネット利用がインターネット上の「リスク」としてまとめられている。

これらの議論は、ネット利用記録の技術的な遡及可能性に着目し、アカウントや利用記録を個人の一部として再認識すると共に、その「リスク」要因化を論じるものとなっている。ただし、既存の議論に目を向けた場合、こうした傾向は、インターネット利用が与える青少年の「人格」への「悪影響」を考慮し、制度的な規制や教育的対処を施す、「有害環境」論の議論と相違を見せている。すなわち、その認識枠組みにおいて配慮されるのは、インターネット利用が与える青少年の「心」や「心理」といった個人の内面性への「影響」であり、この認識においてネット利用は、彼らの「人格」を築く一要素として解釈されている。

このような青少年のインターネット利用に対する社会的反応の変容に関して、報告者は前年度の調査において、「逸脱」認定に見る「包摂型」から「排除型」への移行モデル（Young 1999）を採用した考察を行った。すなわち、2010年代以降の少年事件報道においては、ネット利用についての記述が、「心」や「人格」といった行為者の内面性についての語りを経由せず、非行までの経緯や記録としての次元における扱いにとどまる傾向にあることが判明した。Youngの時代診断に従えば、少年らの内面性についての語りの変容は、ある規範に基づいて個人に逸脱的な「人格」を見出し、その個人を社会的に規範化することで非行原因の解消を目指す「包摂型」の社会から、逸脱の「リスク」要因の測定や分析を行い、その要因やあるいはその要因と連関する個人自体をあらかじめ排除・排斥しようとする「排除型」の社会への移行という現象と連なるものであると解釈できる。

本研究では、引き続きこのモデルに従いつつ、インターネット利用記録の参照が、非行少年個人やそのネット利用の問題を構成するメカニズムを明示化することを目指すものである。

## 2 問題の所在

ここで、国内の「情報化」をめぐる議論を対象に、問題の所在を確認したいと思う。本研究が分析の対象として選定する青少年のアイデンティティは、大人世代に代表される他者からの期待の下、一つの社会的リアリティとして構成されてきた。したがって「青少年」観とは一つの社会的反応であり、社会における個人についての認識の結果として捉えることができる。

また、青少年に関しては、例えばこれまで「犯罪」、「非行・逸脱」というリアリティの構成の下、階級、学校、家族、下位文化、あるいは心理といった変数によるカテゴリー化がなされてきた。そして、そうした「逸脱」視の変数の一つをなしてきたのが、「情報化」である。ここで、非行・逸脱現象を事例に、「情報化」に関する制度的な認識を振り返りつつ、我が国において青少年らが情報通信技術とともにどのようにアイデンティファイされてきたのかを確認してみたいと思う。

### 2-1 制度的認識における青少年の「情報化」

「情報化」は我が国における非行対策と未成年のメディア利用規制の動向（「青少年インターネット環境整備法」、「出会い系サイト規制法」等）の背後仮説の一つとなっている。日本政府は昭和56年より4回にわたり、メディアが与える青少年の意識への影響を把握するために、「情報化社会と青少年」に関する調査を行ってきた（『第4回情報化社会と青少年に関する調査報告書』）。その調査報告では「情報化」がもたらす負の影響が指摘され、インターネット利用に対する教育・啓発活動やフィルタリング普及の促進等が制度化される

に至っている。また、この調査に当初より参加している星野（1999）は、「情報化」に伴う子どもたちへの影響を「犯罪的、暴力的、性的情報内容」の氾濫と「擬似環境」の提示に見出している。それらは「非行化」、「感覚的な思考と理解、感覚的な反応」、「現実の社会の行動準則から逸脱した行動」といった社会病理の原因とされる。

「情報化」に関するこうした認識枠組みの下で、個別の青少年らはどのように解釈されてきたのであろうか。警察庁はその認識において、「情報化」の影響による非行・逸脱行動を、いくつかの「凶悪」な少年事件の事例に見出している。

（……）少年が、保護者の監督の及ばない所で携帯電話によりインターネットを利用し、違法・有害情報に直接アクセスできる状況が放置されているという問題が指摘されている。近年、これらの情報に影響を受けたとみられる少年による凶悪事件が発生するなど、性や暴力に関する情報が少年に深刻な悪影響を与えている。（平成18年度『警察白書』）

また、そこで具体的な事例として挙げられているのが次のような事件である。

小学生の女兒(11)は、16年6月、小学校において同級生の女兒の首をカッターナイフで切りつけ、殺害した。加害者の女兒は、交換ノートや電子掲示板に記載された内容を見ているうちに、自分が馬鹿にされ、批判されているように感じて、怒りを募らせ、殺害しようと決意するに至ったものである（……）。

このように、ここでは具体的な事件を起こした個々の少年たちが、インターネット利用により「影響」を受けた主体の例として取り上げられている。

## 2-2 「有害環境」論とその衰退

また、こうした非行・逸脱現象における青少年個人の「情報化」という認識を支えているのが、青少年をめぐる「有害環境」論である。

青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成に様々な影響を及ぼしています。とりわけ、書籍、雑誌、映画、テレビ、インターネット、テレビゲームなどの各種メディア上の行き過ぎた性・暴力表現などについては、これらが日常的に生活の中に入り込むことにより、青少年へ悪影響を及ぼすことが憂慮されます。（H18『文部科学白書』）

この「有害環境」論の認識枠組みにおいては、青少年らの「人格」が媒介項とされることで、インターネット等の「社会環境」と青少年個人との間の「影響関係」が論じられている。そして、こうした認識は政府によるのものにとどまるものではなく、例えば先ほどの『警察白書』で取り上げられた事件についても、マスメディアは「凶悪犯」を起こした青少年をインターネット利用との関連から次のように論じているのが分かる。

（……）今やインターネットで世界中から誰もがアクセスでき、等身大の自分を越えた規模のコミュニケーションを可能にする。その結果、架空の、作り上げられた人格が現実味を帯び、「何でもできる」と錯覚していく。大人だったら現実世界に戻れるが、人格が未完成なだけに「万能感」が独り歩きしたのではないか。（『朝日新聞』2004年6月10日 朝刊）

一方で、近年の少年による「凶悪犯」事例からは、こうした「人格」を媒介にした「情報化」の議論が衰退していく様子が伺える。

例えば2015年に生じた未成年による殺人等の事件についての新聞報道を見てみよう。そこで取り上げられるウェブサービスは、掲示板やプロフィールサイトからTwitterやLINE等へと変遷を見せているものの、依然として非行の原因をインターネット利用に探ろうとする態度が読み取れる。ただし、次に挙げるように、そこにはネット利用と「人格」の形成という因果関係がもはや見出だせないという特徴がある。

「ついにやった」 当日投稿か

(……) 大学生とみられる人物は昨年4月にツイッターを開設。(……) また、事件があったとされる昨年12月7日には、「ついにやった。」とツイートしていた。(『朝日新聞』2015年1月28日)

ここでは、非行少年のネット利用が取り上げられてはいるものの、その内容は「有害環境」による逸脱的な「人格」の形成を論じる議論には至っていない。あるいは別の事件に関して言えば、そこに見出せるのは単に技術的に彼らを捕捉しようという態度の強調である。

「川崎中1殺害 LINEが結んだ「点と線」 容疑者特定「現代捜査のツール」

Aさんが殺害された事件で、殺人容疑で逮捕された少年らの特定に威力を発揮したのが、無料通信アプリ「LINE(ライン)」の通信記録と現場周辺の防犯カメラだった。いずれも「現代捜査で欠かせないツール」(警察幹部)とされ、神奈川県警川崎署捜査本部は事件発生から1週間後の逮捕にこぎつけた。

(……) 一方、Aさんは事件前、少年らからLINEでメッセージを受信したとみられ、殺害される数日前には、Aさんが「殺されるかもしれない」と同級生の女子生徒にLINEでメッセージを送っていた。

(……) LINEのメッセージは一定期間、同社のサーバーで保管されており、警察などの正式な要請があれば提供しているという。警察幹部は「最近の少年・少女は四六時中、LINEで連絡を取り合っており、少年事件の捜査には不可欠だ」としている。(『産経新聞』2015年2月28日東京本社版) [引用者注: 氏名については一部匿名化を行っている(以下同様)]

このように、「人格」論から切り離されたネット利用は、今やその監視にあたっての技術的な要素としての側面を前景化されて問題化されているようにも見える。だとすれば、「情報化」の議論の下で今日まで脈々と続いている青少年のアイデンティティについての認識からは、逸脱的な「人格」と情報技術利用との一種の分離状況が観察できるといえるだろう。それでは、仮に青少年に対する制度的な認識が進行しつつも、それが既存の「人格」論的な認識枠組みとは別の経路において展開されつつあるのだとして、情報技術を媒介に個人の逸脱的アイデンティティを構成するまなざしは、いかなるものへと変容しているのだろうか。以下では、分析の視座を確認しつつ、今日において技術媒介的に個人を構成する「監視」の様態についての検討を行っていきたいと思う。

### 3 分析

#### 3-1 分析の視座

個人とは相互作用的な状況下における各種の情報を基に構成されるものである。Lyonらは情報技術に管理された個人のアイデンティティについて論じている(Haggerty & Ericson2007, Lyon2001, Poster1990)。情報社会論あるいは監視社会論の視座に立つ彼らが指摘しているのは、1. 自己というものが情報から構成されており、2. その構成の経路が(近代的な制度下におけるそれとは)異なりうるという点である。すなわち、(近代以降の時代からすでに)個人は情報という要素から構成されており、その構成の経路は情報通信技術による管理下で固有の論理を有するというのが、自己と情報に関する彼らの仮説である。

ところで、その研究の成果として提示されているのが、個人の構成機構に見る行為解釈/行動管理の図式である。すなわち、「監視社会」においては、「信念その他の由緒ある価値よりも行動が前景に押し出される。監視に関わる状況下で個人に向けられる集中的注視が問題となる場合、信念だとか熟考を経た行為だとかよりも、行動の方がはるかにモニターしやすい。それだから、多くのコンピュータ立脚型監視が追跡するのは、この種のデータなのである」。この意味で、「監視社会」とは情報技術を媒介とした個人の取り扱いをめぐるコミュニケーションの経路自体が問題化している社会であるといえる。しかし、従来の情報社会あるいは監視社会を扱う議論は、「個人」の媒介性が顕在化する経路自体の変容を吟味してきたといえるだろうか。あるまなざしからあるまなざしへの変容、そしてそこでまなざされ、映し出される「個人」の変容は、いかにして記述、説明されてきたのだろうか。

本研究では、「アイデンティフィケーション」という、監視の言説的あるいは技術的な実践の場に着目し、個人に向けられたまなざしが、このアイデンティフィケーションの実践において、個人に関する同一性の認識を変容させていく様態を描き出したいと思う。それは、個人に向けられた監視のまなざしが、統制対象と

しての個人の認識に関する固有の論理性を帯びていく過程の検討であり、また個人のアイデンティティを構成する要素が、まなざしの変容とともに、その資源としての性質を変容させていく事態を明らかにする作業となる。

### 3-2 分析の手法

ここで、技術的な条件の下で個人を構成可能にしている監視実践の経路とその変容の様態を浮かび上がらせるための手段を提示する必要がある。

個々人に対する監視の進行を非行・犯罪統制という制度的な側面から捉えた場合、そもそもある主体についての逸脱認定は、被解釈者についての統制側による解釈手続きと不可分であるが (Spector and Kitsuse1977, Becker1963)、さらにその具体的手続きは、記録媒体を資源に個々人を同定・識別する「アイデンティフィケーション identification」の作業によって実践されている (Caplan and Torpey 2001, Cole 2001)。

本研究では、この「アイデンティフィケーション」の手続きが技術的・意味的な二重の性格を内包する点に着目する。上述の少年事件をめぐるのは、警察捜査をはじめとして、司法判断や各種の議会、マスメディア等において、青少年個人のネット利用が様々な手続きにおいて幾度も参照された事実がある。それらを総じて個人についての技術的な識別ならびに意味的な同定の手続きとみなすと、そこからは、インターネット利用という要素が、個人にとっての「動機」や「心」、あるいは「通信履歴」や「リスク」といった、個人を解釈・管理する様々な資源へと拡張されていく様態が浮き彫りになってくる。

これを踏まえ本研究では、ネット利用記録を参照する「アイデンティフィケーション」の手続きを、個人についての言説的資源が情報技術と関連していく契機として捉える。それによって、インターネットの利用記録が逸脱的「人格」を形成する「原因」、あるいは個人にとっての「リスクファクター」として位置づけられ、さらに「有害環境」論や技術的な予防活動論と関連していくその具体的な様態を捕捉することが目指される。

### 3-3 概念整理

分析にあたり、「アイデンティフィケーション identification」概念の整理が必要となる。本研究では、先行研究の検討を通じて、非行・犯罪統制の領域におけるアイデンティフィケーションを以下の観点から整理した。

・「個人」の意味的な同定の手続き：国籍や犯罪者といった社会的カテゴリーへの個人の帰属づけ (Jenkins 2004)、あるいは行為主体としての人物についての解釈様式 (Goffman 1968)。

・「個人」の物理的な識別の手続き：アイデンティティの形式性 (Barnard-Wills 2012) を取り扱う側面であり、物質的対象としてのオブジェクトの次元を伴う個人識別の手続き (Lessig 2006)。

## 4 分析結果

### 4-2 非行少年のアイデンティフィケーションの各段階

以上の概念整理を踏まえ、前年度調査で作成した少年事件のリストから、2000年と2015年から「凶悪犯」をそれぞれ一件ずつピックアップし、新聞報道から収集したテキストを事件ごとに時系列に並べ、非行少年がネット利用記録を媒体に同定・識別されていく具体的な手続きの抽出と分析を行った。

この手続きに関して、「犯罪」現象を生成する警察・司法・マスメディアによる「捜査」 (Kalifa 2005=2016) の過程を整理した結果、少年らに対するネット利用を参照したアイデンティフィケーションの手続きには以下のような特徴がみられた。

1-1. まず、非行少年の特定は、警察捜査に内包されている手続きであり、捜査の端緒を受け、犯罪構成要件をみだす物理的証拠の収集を通じて行われる。ネット利用を参照する場合、これは被疑少年の「通信履歴」を発見・収集する作業として開始される。この点は各事件に共通している。

1-2. 同じく捜査段階、とりわけ調書作成時において、非行少年の犯行動機の構成を通じたアイデンティフィケーションが行われる。前段階と比較して、この段階では、「通信内容」（送信されたテキスト）を参照・解釈する作業がなされる。

2. 司法の場における証拠の採用と非行少年個人についての解釈として、警察捜査上で構成された事実を踏まえつつ、司法の場において裁判官や精神科医といった専門家による少年の「人格」等についての解釈が行われる。

3. さらに、上記の手続き上で構成された事実を踏まえつつ、マスメディア（新聞・雑誌・書籍等）上では、記者・専門家・読者による非行少年についての解釈が行われる。これらは主に、少年らの「動機」や「人格」の構成を通じて、非行少年としての彼らがどのような人物であったかを見出していき、個人についての解釈作業としてある。その際、ネット利用の経緯や、ウェブ上のテキストが参照される。

この整理を踏まえ、さらに個人の「人格」とインターネット利用とが関連させられるメカニズムとその変容についての検討を行うために、二つの「凶悪犯」事例について、上記のアイデンティフィケーションがそれぞれ段階的に展開されていく過程の分析を行った。

#### 4-3 2000年佐賀県のケース

はじめに、2000年に佐賀県で生じた少年による殺人等の事件について、少年が逸脱的「人格」を有する人物として認識されていった過程を確認してみよう。

本件では、少年の「書き込み」への注目や「インターネットにのめり込」んでいたとの指摘を経て、インターネット利用は、最終的に彼の「人格」を構成する要因へとその性格を変化させていくのが確認できる。またこの過程では、警察が「少年の自宅から押収したパソコンの入力データなどを詳しく調べ、動機の解明を進めて」おり、以後この「入力データ」から、少年の「動機」が探られていることが分かる。

##### （1）「書き込み」への着目

本事件では、少年による事件前のインターネット通販を利用したナイフの購入や「犯行の予告ともとれる内容の電子メール」の送信など、少年によるいくつかの利用が取り上げられるなか（2000年5月10日）、とりわけ注目されたのが事件当日まで続いたとされる少年の「インターネットのホームページ」への「書き込み」であった。

「ネットで事件示唆？乗車直前、書き込み バス乗っ取り少年」

（……）少年が高速バスに乗車する約四十分前に、「ネオむぎ茶」名で「佐賀市、十七歳、ヒヒヒヒヒ」という文章が書き込まれていた。合同捜査本部は、少年が「ヒヒヒヒヒ」によって事件をほのめかした可能性もあるとみて、少年宅から押収したパソコンの記録を調べている。（『朝日新聞』2000年5月10日）

そして、以後これらの「記録」は、「以前から何らかの事件を起こそうとしていた可能性」（『朝日新聞』2000年5月10日）「事件をほのめかした可能性」、「気持ちをわかってくれる人に伝えるメッセージ」（『朝日新聞』2000年5月10日）等として読み取られていく。

##### （2）「動機」の捜査

この点に関し、『犯罪捜査規範』（警察庁）は、第三章「捜査の開始」として、「現場において捜査を行うに当たっては、現場鑑識その他の科学的合理的な方法により、次に掲げる事項を明らかにするよう努め、犯行の過程を全般的に把握するようにしなければならない」（第三節・第九十条）とし、その捜査項目として、「被疑者の犯行の動機並びに被害者との面識及び現場についての知識の有無を推定し得る状況」を挙げている（第三項四の二）。とりわけ、第十二章では「少年事件に関する特則」が挙げられており、「犯罪原因等の調査」として、「少年事件の捜査を行うに当たっては、犯罪の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を詳細に調査しておかなければならない」ことが定められている（第二百五条）。

すなわち、警察による捜査手続き上では、「犯罪原因」としての被疑者の「動機」の調査が定められており、当初警察は、「少年の自宅から押収したパソコンの入力データなどを詳しく調べ、動機の解明を進めている」ことが分かる（『朝日新聞』2000年5月8日 夕刊）。そして、「書き込み」の判明以降、捜索・押収を受けた彼の「書き込み」に関する記録ならびにその内容は、次のように「事件に至る少年の心理を解き明かすかぎ」、あるいは「動機や足取りを解き明かす重要な証拠」（『朝日新聞』2000年5月10日）として調査されていくことになる。

#### ● 「ヒヒヒヒヒ」HP書き込み、少年が記入と断定

西鉄高速バス乗っ取り事件で、広島、佐賀両県警などの合同捜査本部は、バス発車直前にインターネットのホームページ（HP）に寄せられた「ヒヒヒヒヒ」の文章が、逮捕された佐賀市の少年（一七）のもものと断定した。少年宅から押収したパソコンで確認した。捜査本部は、少年がHPの利用者に向けて事件をほのめかしたものとみている。

この文章は、事件の起きた三日午後零時十八分、HPの「掲示板」に、「ネオむぎ茶」の署名で「佐賀県佐賀市、十七歳……ヒヒヒヒヒ」とだけ書き込まれていた。書き込み時刻は、少年が乗った高速バスが佐賀駅バスセンターを発車する四十二分前だった。

（……）「掲示板」には、「ネオむぎ茶」名や、すでに少年のもものと判明している「キヤットキラー」名の書き込みが多数あり、捜査本部は、その内容が事件に至る少年の心理を解き明かすかぎになるとみている。（『朝日新聞』2000年5月13日）

このように、警察は少年の「パソコンやインターネット接続業者の記録」を押収・照合した上で「書き込み」が少年のものであることを確認し、その内容から「少年の動機や足取り」の解明を進めており（『朝日新聞』2000年5月10日）、以降はこの記録の内容から、少年の「動機」が探られていく。

### （3）「心」と「人格」の構成

またマスメディア上では、少年の「動機」調査で収集されたインターネット利用の内容（「書き込み」）が、「現実の社会」から離れた少年の「心」やその性向を説明する要因として問題視されている。

「変身欲求と保護願望 西鉄高速バス乗っ取りの少年の心、識者が分析」

（……）「インターネットは、現実には縛られない浮遊感覚を体験できる。普段は寡黙な人も、ネット上では冗舌になれる。少年は現実の社会では人付き合いが苦手だったようだが、インターネット内で解放感を味わっていたのではないだろうか」とインターネット犯罪に詳しい園田寿・関西大教授（刑法）は言う。

（……）直木賞作家の藤原伊織さんは「少年にとって、バスの中は自己表現のステージ。支配できる空間で王様を演じたかったのだろう。血を見ても動じなかったのは、現実の世界とインターネットなどで得られるバーチャル（仮想）な世界が混同していたのではないだろうか」と話している。（『朝日新聞』2000年5月15日 夕刊）

インターネット利用が「感覚的な反応」、「現実の社会の行動準則から逸脱した行動」（星野）の要因とみなされているという点で、こうした認識は先ほどの政府による「情報化」の認識と重なるものである。さらにネット利用を参照した少年の識別・同定の手続きにおいては、裁判所による精神鑑定を経て、「反社会」的な「別の人格」が構成されるに至る。

「別の人格」に反社会性 バス乗っ取り、容疑少年の鑑定書」

（……）さらに、今年二月からはインターネットに没頭して暴力的な映像や情報などに触れ、「別の人格」が反社会性を強めるとともに、自我同一性拡散も進んだことを指摘しているという。（『朝日新聞』2000年9月22日）

#### 4-4 2015年神奈川県の場合

2015年、神奈川県川崎市河川敷で男性が死亡しているのが発見され、神奈川県警はこれを死体遺棄事件として断定する。以下はその後の「捜査」過程についての分析結果である。

### (1) 「通信履歴」の捜査と特定

被害者の交友関係等についての調査が進められるなかで、防犯カメラ映像の解析から複数の人物が被疑者として浮上する。同時に県警は、被害者が「普段からラインを使っており、事件にかかわった人物に外出前後に呼び出されていなかったかを調べ」ており、関係企業に通信記録の照会をし、解析を行っている。

「川崎中1殺害 LINE履歴解析 県警 通信相手など特定へ」

川崎市川崎区の多摩川河川敷で同区の中学1年A君(13)が遺体で発見された殺人・死体遺棄事件で、神奈川県警が、A君が使っていたスマートフォン(スマホ)の無料通話アプリ「LINE」の通信履歴を運営会社から取り寄せ、解析を始めたことが、捜査関係者への取材でわかった。

県警は、A君がLINEで呼び出されて事件に巻き込まれた可能性があるともっており、履歴の解析で通信相手の特定などを進める。

LINEは、無料で通話やメッセージ交換ができるスマホ用のアプリで、A君は日頃から、友人らとの連絡に利用していた。通信履歴からは、事件前のA君の行動や、誰と会ったかなどについての手がかりが得られる可能性がある。(『読売新聞』2015年2月26日 地域版)

その後、この「通信履歴を調べたところ、グループのメンバーが事件直前の19日夜、A君を呼び出すメッセージなどを送っていたことを確認」し、警察は防犯カメラ映像の分析結果等と合わせて容疑者を特定し、逮捕ならびに逮捕状を取っている(『読売新聞』2015年2月27日 地域版)。

### (2) 「動機」と「経緯」

また、次いで行われた非行の「動機」や「経緯」の調査においては、少年らのLINE利用の「通信内容」が問題点となっていく。

「川崎・中1殺害 暴行謝らされ恨みか 18歳少年 A君友人に迫られ」

(……) 逮捕当初から否認を続けていた少年(18)が殺人容疑を認める供述を始めた。「(A君への暴行を)チクられて頭にきていた」。動機についてそう話しているという少年。事件前、A君の友人らから謝罪を求められていたといい、神奈川県警は、こうしたトラブルが動機につながった可能性があるとも慎重に調べている。(……)

捜査関係者やA君の友人らによると、ゲームセンターなどで集まるグループのリーダー格だった18歳の少年は1月中旬、通話アプリ「LINE」でのやりとりを巡ってA君に因縁をつけ、暴行したとされる。(『読売新聞』2015年3月2日 地域版)

少年らグループのメンバーによると、Aさんはラインで「18歳の少年を含むグループ」と「含まないグループ」を作り、少年に隠れてそれぞれ別のやり取りをしていた。少年は事件前、「(Aさんが)俺のラインに反応しない」と怒っていたという。

捜査本部は、ラインの履歴に事件の経緯に関する記述も残されている可能性があるともっており、解析を進める。(『毎日新聞』2015年3月2日)

### (3) 「人物」像の形成

ただし、LINE利用の「通信内容」を対象としたこうした「動機」や「経緯」の調査、あるいは非行の「原因」論を受けても、本件に関しては、インターネットの利用によって逸脱的な「人格」が形成されるという「有害環境」論の論理が如実に展開されていくわけではない。

この点に関して、例えば佐賀県のケースと同様に、本件についても少年の「逸脱」的な人物像についての解釈が見受けられる。次の報道内容を見てみよう。

#### ◆二面性 仲間も「怖い」

「普段はおとなしくて目立たないが、怒ってカッとなると止まらなくなる」

A君を殺害したとして逮捕されたリーダー格とされる少年(18)について、友人らは語る。「いつも優

しくて、ご飯をおごってくれたりする」と年下の友人が言う一方で、「意識が飛ぶほど殴られた」という証言も。浮かび上がってくるのは、少年の二面性だ。(『読売新聞』2015年3月1日 地域版)

中高生ぐらいだと、集団心理で、1人では起こさないことも『みんなやっている』『仲間の証し』と実行してしまう。今回は罪悪感がまひして、暴力がエスカレートした可能性がある(『産経新聞』2015年2月28日 東京本社版)

このように、マスメディア上では、少年の「二面性」や「心理」に言及する友人の証言や専門家の解説が掲載されている。ただし、ここで解釈されているこれらの性向は、その後、少年のネット利用が原因となって形成された性質として解釈されていくわけではない。この点で、彼がなぜそうした「人格」を有する人物になったかについての解釈と、ネット利用記録を参照した識別や「動機」の調査とは、並行している状況にある。

#### (4) 「リスク」論と犯罪予防

一方で、本件で明らかにされた少年のLINE利用に関しては、その利用記録をめぐる、異なった社会的反応が展開されていくことになる。例えば、次に挙げる情報モラル教育に関する記事において、青少年個人にとって問題になるのは、インターネットの技術的特性であり、また「リスク」としてのインターネット利用であるとされる。

川崎市で中学1年生が殺害された事件では、被害生徒と年上の容疑者との交流には、「LINE」が使われていた。(……)

まずネットの特性として(1)公開されている(2)匿名性はない(3)書き込みは取り消せない(4)自分の将来が台無しになることがある——ということを理解させる。その上で、オンラインのコミュニケーションは意思疎通が難しいこと、必要以上に自分を開示してしまうこと、未知の人の言うことを過剰に信じやすい傾向があることを伝える。(……)

子どもネット研事務局の高橋大洋さんは、「リスクがあるからといって禁止すると、ネットのリスクを知って使いこなす能力が育たない」と話す。(『朝日新聞』2015年4月12日)

あるいはやはり本件に関連して、「子ども同士のやりとりを監視するスマートフォンのアプリ」の実験と応用可能性が示される。そこでは、事前に登録された単語から犯罪の「早期発見」を図る技術的な予防策が紹介されている。

#### 「LINE いじめ 早期発見? 柏市 中1対象にアプリ実験 プライバシーの侵害 懸念」

無料通信アプリ「LINE(ライン)」などネット上で増加するトラブルを防ごうと、千葉県柏市は七日から、一部中学校の新一年生を対象に、子ども同士のやりとりを監視するスマートフォンのアプリの実証実験を始める。いじめや犯罪の早期発見が目的だが、子どものプライバシーに踏み込みかねないと懸念する声もある。(三輪喜人)

アプリは、ベンチャー企業エースチャイルド(東京都港区)が開発した「Fili(フィリー)」で、市によると、自治体が導入するのは初めて。「バカ」や「迷惑」、援助交際を意味する「¥」といった隠語など、いじめや犯罪に関連しそうな約二万語が登録されている。

子どもがラインやフェイスブックのメッセージ機能などで受け取ったメッセージの中で、登録された単語があったら、日付と相手、単語が保護者に通知される。

実験期間は七月二十日まで。市内の中学校十五校の新一年生と保護者を対象に希望者を募り、アプリを無償で配る。トラブルになりそうな場合は、市少年補導センターが窓口となり、学校や警察などと協力して対応する。(『東京新聞』2016年4月6日)

#### 4-5 小括

前章では、非行・犯罪認定の領域におけるアイデンティフィケーションの過程を、「個人」の社会的カテゴリーあるいは人物像についての同定作業と、「個人」の物理的な識別作業の二つの様相に区分けした。その上

で本節においては、個別事件におけるその様相についての観察と分類を行った。

結果として、先ほど4-2で分類したように、警察・司法・マスメディアによる技術的あるいは意味的なアイデンティフィケーションには、それぞれ1. 警察捜査に内包されている被疑者の通信履歴・通信内容の調査、2. 司法過程における人物についての調査、3. マスメディア上の人物の解釈が見られた。

このうち、2、3の手続きは、インターネット利用に影響を受けた逸脱的「人格」を有する個人として青少年を解釈していく過程ともなっており、この点は、2000年の「凶悪犯」のケースに見るアイデンティフィケーションの特徴となっている。しかし、その後の2015年のケースで観察されたように、統制の手続きとしてのアイデンティフィケーションは、情報技術を構成要素とした逸脱的「人格」を形成するリアリティを失っていく。

このように、個別の「凶悪犯」事例の分析からは、情報技術を媒介に非行少年に対する識別・同定手続きがなされた場合、そこから非行原因としての逸脱的な「人格」が構成されるケースと、あるいは必ずしもそうは至らず、例えば「リスク」論や犯罪予防策など、利用記録に対する別種の議論が展開されていくケースがあることが判明した。

一方で、今回取り上げた事件は、両事件とも捜査の初期段階で「通信履歴」についての捜査が行われており、したがって個人についての技術的な次元における識別が行われていた。また、やはりいずれも非行の「動機」や「経緯」の調査がなされる際に、ネット利用の「通信内容」が参照されていたという点も共通していることが分かった。

## 5 考察

それでは、「通信履歴」・「通信内容」として他者から意味的・技術的に参照される個人の記録が、ある時はその個人の「人格」を構成する要因と見なされ、またある時は単に捜査資料として扱われ、さらに技術的な予防策の対象として処理される場合があるという事態は、何を意味しているのだろうか。

分析結果に対する考察として、近年の犯罪統制に関するモデルに従った解釈を行いつつ、アイデンティフィケーションの要素という観点から、以下の予備的検討と今後の課題の確認を行った。

### 5-1 予備的検討

犯罪原因の追究において個人の性質が語られる場合、そこには有責な個人の「人格」が想定されている。近代刑法の個人観におけるこの「人格」解釈に際し、行為の動因として個人の内面に想定されるのが「動機」である。司法による非行「原因」の追究過程において、非行少年は、当該の非行行為に至った彼の「動機」を、行為者自身による行為の理由として理解可能なかたちで解釈されることが求められる。結果としていくつもの言語的資源を用いて非行少年の「動機」が事後的に再構成されるこの過程において、少年らは各種の「動機」を内在化された主体として解釈され、社会問題化されていく。

一方で、近年の犯罪統制に関しては、犯罪の原因論の棄却に併せて、個人の「人格」から「行動」への統制対象の移行が指摘されている（Young 1999, Garland 2002, Feely & Simon 1994）。この場合、犯罪者は、道徳や正義といった価値基準、あるいは内的状態としての「動機」を有する存在としてではなく、「リスク」という、統計的に計測可能でかつ個人に外在する集合的な指標から理解される。また、非行・犯罪の主体に対するこうした「道徳外的で技術的な統治基準」が顕在化するなか、統制の技術的な手段としての「監視」は、その対象を個々人の行動記録へと移行させつつある（藤本 1991、山口 2013）。すなわち、逸脱的「人格」の構成要素として解釈されていたインターネット利用は、外的に測定可能な「行動」の記録として扱われ、さらにこの記録は、諸個人にとっての「リスクファクター」として、時に予防活動上に再配置される。

「動機」と「リスク」という観点から、他者による個人のアイデンティティ形成の経路の分離状況をモデル化すればこのようになるが、この時の検討課題は以下の二点である。

一つは、そもそもなぜ「有害環境」論の解釈手続きにおいて少年たちの「人格」と「有害環境」との接合が生じていたのか。個人に外在する「社会環境」にあるとされる情報が、「動機」、「心」、「心理」等の内面性に関する様々な語彙を媒介に解釈されることで、個人の「人格」と関連していくのはいかにしてなのか。

また、個人と情報との関連の手続きが、今や「リスク」論という異なった監視の経路の問題として顕在化されつつあるのだとして、それぞれの経路において個人がアイデンティファイされる場合に参照される要素は何であるのか。すなわち、インターネット利用記録は、なぜ個人に内面化される「人格」の構成要素にな

ると同時に、個人に外在的に処理される「リスクファクター」にもなりうるのだろうか。

## 5-2 今後の課題

アイデンティフィケーションの手続きにみる両事件の共通点から確認できることは、いずれの事件においても、その捜査手続きにおいては個人の「通信履歴」と「通信内容」が参照されるという点で、技術的・意味的な両次元にまたがる識別と同定がなされていたということである。だとすれば、両次元にまたがりつつ、さらに「人格」論あるいは「リスク」論的な認識枠組において参照・統制されうるインターネット利用記録が、その参照時にどのように機能しているかを明らかにする必要があるだろう。

## 【参考文献】

- Barnard-Wills, D., 2012, *Surveillance and identity: Discourse, Subjectivity and the State*, Aldershot: Ashgate.
- Blum, A. F. and P McHugh, 1971, "The Social Ascription of Motive," *American Sociological Review*, 36 (1).
- Becker, H.S, 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press.
- Caplan, J., and Torpey, J., "Introduction" in Caplan, J., and Torpey, J., eds., 2001, *Documenting Individual Identity: The Development of State Practices in the Modern World*, Princeton University Press. 1-12.
- Feeley, M. and Simon, J., 1992, "The new penology: Notes on the emerging strategy of corrections and its implications," *Criminology*, 30(4), 449-474.
- Goffman, E, 1968, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, New York: Penguin Books.
- Haggerty, Kevin D., and Richard V. Ericson ., 2000, "The Surveillant Assemblage", *British Journal of Sociology* 51(4): 605-22.
- Jenkins, R, 2004, *Social Identity 2<sup>nd</sup> ed*, Routledge.
- Kalifa, D, 2005, *CRIME ET CULTURE AU XIX<sup>e</sup> SIÈCLE*, Perrin. (=2016『犯罪・捜査・メディア 19世紀フランスの治安と文化』梅澤礼訳, 法政大学出版社.)
- Kitsuse, J.I, Spector, M.B, 1977, *Constructing Social Problems*, Cumming Publishing Company.
- Lessig, L., 2006, *Code: Version 2.0*, New York: Basic Books.
- Lyon, D., 2001, *Surveillance Society*, Oxford: Open University Press.
- Young, J., 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion Crime and Difference in Late Modernity*, Sage.
- Poster, M., 1990, *The mode of information*. Cambridge: Polity Press.
- 藤本哲也, 1991『現代アメリカ犯罪学事典』勁草書房.
- 星野周弘, 1999『社会病理学概論』学文社.
- 山口節郎, 2013「情報化とリスク」『リスク学入門 4』岩波書店.

## 〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月
未成年のインターネット利用とアイデンティフィケーション	第66回関東社会学会（武蔵大学）	2018年6月